

議案第 4 号

桐生市防災会議条例の一部を改正する条例案

桐生市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 22 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市防災会議条例の一部を改正する条例

桐生市防災会議条例(昭和 38 年桐生市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「桐生市地域防災計画」の次に「及び水防計画」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和 31 年桐生市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 水防協議会委員の項を削る。

(桐生市水防協議会条例の廃止)

4 桐生市水防協議会条例(昭和 62 年桐生市条例第 31 号)は、廃止する。

議 案 説 明

議案第 4 号 桐生市防災会議条例の一部を改正する条例案

地域防災に関する事務と水防に関する事務を一体的に執行するため、桐生市水防協議会を廃止し同事務を桐生市防災会議に引き継ぐに当たり、桐生市防災会議条例の所掌事務について、所要の改正を行おうとするものです。